

# 2021 年度自治委員会総会決議

大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会  
中央執行委員会

## (1) 決議次第

- 活動報告および活動方針
- 「大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会規約」改正
- 自治会費の金額変更および納入事務の委託

## (2) 活動報告

学生自治会は、2019 年度後期自治委員会総会から、以下に示す活動を行いました。

### 【要望書に関する活動】

学生が大学に対して抱いている要望が実現されることは、よりよい学生生活の実現につながると学生自治会は考えます。しかし、学生個人が大学に対して要望の実現をはたらきかける形では、要望が実現されることの必要性が大学に伝わりにくいなどの理由から要望が実現されにくい可能性があります。学生の意見や要望をまとめた要望書を作成し大学に提出することは、学生が抱いている要望が実現されることの必要性がより大学に伝わりやすく、要望の実現をはたらきかけるうえで有用な方法であると学生自治会は考えます。そのため学生自治会は学生から意見や要望を収集し、要望書を作成しています。また、作成した要望書を大学に提出し、大学に要望の実現をはたらきかけています。

#### 1. 要望アンケートを実施しました

学生のおかれている実情と、これに沿った学生の要望を要望書案としてまとめるため、学生自治会は中百舌鳥キャンパス・りんくうキャンパス全学域生に対しオンライン上のフォーム形式による要望アンケートを、令和3年1月12日から同年同月18日までにかけて行いました。

#### 2. 要望書案・要望書資料を作成し、大学当局に提出しました

要望アンケートによって得られた学生の意見・要望をもとに2020年度学生要望書を作成し、令和3年2月15日に大阪府立大学長あてに提出しました。

### 3. 要望書説明会を実施しました

学生の総意たる要望書の内容に対して、学生の真に求めるところを関係各所に正確に把握していただき、大学当局より真摯な回答を頂けるようにするため、令和3年2月26日に、オンラインにて本学副学長である吉田敦彦先生をはじめとした大学関係者各位を対象とする要望書説明会を実施しました。

## 【大学統合に関する活動】

かねてより話題となっていた大阪府立大学と大阪市立大学の統合が、来年度に迫っています。学生自治会は、新大学たる大阪公立大学においても学生のより良い生活を作っていくため、以下に示す様々な活動を行っています。

### 1. 府市大統合後の学生団体の活動について市大学生との話し合いを行いました

現在、府大と市大との学生団体の組織構成や各団体の在り方は大きく異なっており、大学統合後の混乱が予想されます。学生自治会は、実務者同士の話し合いにより、大学統合に伴う各学生団体の体制移行の際に起こりうるトラブルを未然に防ぐことを目的として「大阪公立大学移行時についての府市合同会議」を令和3年3月23日に中百舌鳥キャンパスにて開催しました。

会議によって得られた意見、要望および質問を、クラブ・サークル活動に関する意見書と学園祭に関する意見書として集約し、後述の「学生自治会カウンターパートミーティング」にて両大学学生課に提出しました。

### 2. 統合後の自治会および学生団体の組織構成に関する話し合いに参加しました

前述と同様の動機により、学生自治会は両大学学生課の立会いのもと、統合後の学生団体の構成を具体的に協議し決定する場としての「学生自治会カウンターパートミーティング」に出席し、自治会の組織構成にとどまらず今後の学生団体のつながりなどを数回の開催にわたって議論しました。府大側からは各キャンパス自治会代表および文化部連合委員長が、市大側からは四者連絡協議会の代表四名が参加し、おおまかな方針を打ち出しました。現在は組織の細部設定のため、議論の場をそれぞれ分けてミーティングを継続しています。

### 3. 大阪公立大学学生自治会連合を発足しました

2025年度の森之宮キャンパス完成に向けて、2022年度から2024年度までの間、所属キャンパスが在学中に移転してしまう学生が多く存在します。これによって、自治会活動による各種サービスを十分に受けることのできない学生が出てきてしまうことのないよう、新大学における自治会費徴収方法を一新し、各自治会に予算が適当に分配されるようにしました。大阪公立大学学生自治会連合は、このシステムの管理、各自治会への予算の分配を担うものとして、新たに発足しました。

## 【情報収集・情報宣伝】

学生自治会の活動をより学生の実情に即したものにするためには、大学や学生生活に関する情報および学生の意見や要望を収集し、適宜活動の参考にする必要があると学生自治会は考えます。また、大学による大学や学生生活に関する情報の発信に加えて学生自治会が大学や学生生活に関する情報を学生に対して発信することにより、学生が情報を得る機会が増加します。学生が情報を得る機会が増加することで、学生がより快適な学生生活を送れるようになると学生自治会は考えます。そのため学生自治会は、情報収集・情報宣伝を行っています。

### 1. 学生の意見や要望および大学や学生生活に関する情報の収集を行いました

学生自治会は、意見箱やインターネットを活用し、学生の意見や要望および大学や学生生活に関する情報の収集を行いました。また、月に一度、大阪府大学教職員組合(以下、府大教)や学生センターとの話し合いを通して、大学や学生生活に関する情報の収集を行いました。学生から収集した意見や要望は適宜大学に伝えたほか、学生自治会の活動の参考にしました。

### 2. 大学や学生生活、学生自治会に関する情報の宣伝を行いました

学生自治会は、情報収集によって得られた大学や学生生活に関する情報および学生自治会の活動に関する情報を、自治会広報誌『NASCA』やウェブサイト、『Twitter』、『LINE オープンチャット』を活用し、学生に対して宣伝を行いました。

## 【学生団体連絡会議】

学生自治会は、各学生団体が活動を円滑に進められるよう、月に一度学生団体連絡会議(以下、学団連)を開き、学生団体間での情報交換や調整を行っています。

### 1. 学生団体間で会議を開き、情報交換や調整を行いました

学生自治会は、学団連の構成団体として月に一度会議を開き、団体間での情報交換を行うとともに各学生団体の活動が円滑に行われるよう調整を行いました。

### 2. 学生センターとの話し合いに参加しました

学生団体と大学との間で話し合いや意見交換を行うことで、学生団体は大学の情報や実状を、大学は学生団体の活動を把握することができます。互いの実状や活動を把握することで学生団体は大学側の動きを学生団体の活動に反映し、活動をより円滑なものにできると学生自治会は考えました。また大学側にとっても、大学運営について学生と直接意見を交換できる場があることにより、大学運営に学生の実情をより反映しやすくなると学生自治会は考えました。そこで学生自治会は、学団連の構成団体として学生センターとの話し合いに参加し、大学との情報交換や意見交換を行いました。

### 3. 白鷺祭実行委員会主催の新入生歓迎イベントを共催しました

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2020年度新入生に対する歓迎を目的とした各種イベントは開催見送りを余儀なくされ、歯がゆい思いのまま新年度が始まりました。白鷺祭実行委員会は、2020年度新入生の大学における活動を応援するべく新入生歓迎イベントを行いました。学生自治会は、このイベントにおいて治安維持や感染拡大防止のための協力を行いました。

### 4. 「大阪公立大学学生団体連絡協議会」の発足に向けた調整を行いました

来たる大学統合において、両大学の学生団体はクラブ・サークルと同様に、体制の統合に迫られています。府大学団連の議長を務めている学生自治会は、新大学においても学生団体間で円滑な活動調整を行うことができるように「大阪公立大学学生団体連絡協議会」の発足に向けて規定の作成等を行いました。

## 【大型PA再購入実行委員会】

大型PA再購入実行委員会は、大型PAの再購入を通して団体相互の連携・親睦を深め、クラブやサークルなどの課外活動の充実や大学の文化的発展を図ることを目的に活動している団体です。学生自治会は大型PA再購入実行委員会の構成団体として、大型PA再購入実行委員会の活動を行っています。

#### 1. 定例会に参加し、話し合いを行いました

学生自治会は大型PA再購入実行委員会の構成団体として、定例会に参加し、大型PAの現状確認や構成団体間での情報共有を行いました。

## 【ステージ管理委員会】

ステージ管理委員会は、ステージの管理・運用・再購入を通じて団体間の連携・親睦を深め、大学の文化的発展を図ることを目的に活動している団体です。ステージ管理委員会は、日頃のステージの管理・運用を行うためにステージ管理局を設けています。学生自治会はステージ管理委員会の構成団体として、ステージ管理委員会の活動を行っています。

#### 1. 定例会に参加し、話し合いを行いました

学生自治会はステージ管理委員会の構成団体として、ステージの安全な管理・運用を行うため定例会に参加し、ステージの現状確認やステージの管理・運用に関する話し合いを行いました。

## (3) 活動方針

学生自治会は、2022 年度前期総会までに、以下に示す活動を行います。

### 【要望書に関する活動】

#### 1. 2021 年度後期授業に関する学生アンケートを行います

学生の生活に関する意見や要望を明らかにするため、学生アンケートを行います。生協の営業時間や自転車ゾーン利用方法に関する意見など、身近なテーマで学生の生活向上に向けた情報収集を行い、後述の要望書作成に活用します。

#### 2. 要望書を作成・提出し、要望書説明会を開催します

学生が抱えている要望が実現されることの必要性が大学に伝わることで、大学は学生が抱く要望の実現をしやすくなると学生自治会は考えます。そこで学生自治会は、大学に対して要望書と要望書資料を提出し、要望書説明会を開催することで学生が抱えている要望が実現されることの必要性や重要性を大学に伝えます。また要望書に対しての回答を大学側へ要請し、回答を受け取り次第学生に向けて公開します。

### 【情報収集・情報宣伝に関する活動】

#### 1. 引き続き学生の意見や要望および大学や学生生活に関する情報の収集を行います

学生自治会は、意見箱やインターネットなどの情報収集手段を活用し、学生の意見や要望、大学や学生生活に関する情報の収集を行います。収集した学生の意見や要望を中心とした情報は、適宜関係各所に伝え、学生自治会に対する意見や要望は学生自治会の活動の参考にします。府大教や学生センターとの話し合いを通して、大学や学生生活に関する情報の収集を行います。収集した情報は必要に応じて学生に対して宣伝を行います。

#### 2. 引き続き大学や学生生活、学生自治会に関する情報の宣伝を行います

学生自治会は、自治会広報誌『NASCA』などを掲載しているウェブサイトや、メールマガジン、『Twitter』、『LINE オープンチャット』などの情報宣伝手段を活用し、学生に対して収集した情報の宣伝を行います。なお、学生自治会に寄せられた意見や要望に対する学生自治会および大学からの回答は、必要に応じて自治会広報誌『NASCA』やウェブサイトに掲載します。また、ウェブサイトについての改善を引き続き検討します。

## 【大学運営に関する活動】

### 1. 引き続き新設キャンパス等に関する情報の収集を行います

学生自治会は、引き続き 2025 年度新設の森之宮キャンパスなどに関する情報の収集を行い、必要に応じて学生に対して宣伝を行います。また、大学運営や府市大統合によって学生が不利益を被るおそれがある場合には、適宜大学に対して改善を要請します。

## 【学生団体連絡会議】

### 1. 引き続き学団連を開き、情報交換や調整を行います

学生自治会は、学団連の構成団体として、引き続き会議を開き、団体間での情報交換や調整を行います。

### 2. 新入生歓迎活動の協力を行います

今年度発足の第 40 回全学新歓実行委員会は、対象を新大学の全学として活動を行っています。これに関して、2022 年度の新入生歓迎にかかる活動は例年より規模が大きいため、かつてない困難が予想されます。学生自治会は、新入生の充実した生活を作っていくことをサポートするため、当該委員会をはじめとした学生団体との連携を緊密なものとして、各種歓迎イベントに対し積極的に協力します。

### 3. 新歓時期の勧誘活動の規制を行います

例年、新歓時期には多数のクラブ・サークルなどの団体が勧誘活動を積極的に行います。クラブやサークルに所属している学生が新入生に対して勧誘活動を行うことで、在学生と新入生との間に交流が生まれ、新入生はクラブの活動を知る機会を得ることができます。しかし、中には過度な勧誘活動を行う団体が現れることがあります。過度な勧誘活動は入学手続きなどの妨げや、新入生にとって大きな負担となることが考えられるうえに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも危険なものと考えられます。そこで学生自治会は新歓時期の勧誘活動の規制を行います。

### 4. 引き続き学生センターとの話し合いを行います

活動報告にもある通り、学生団体と大学との間で話し合いを行うことによって学生団体の活動はより円滑なものとなり、大学運営はより学生の実情に即したものになると学生自治会は考えます。そこで学生自治会は、学団連の構成団体として引き続き学生センターとの話し合いに参加します。

## 【大型 PA 再購入実行委員会】

### 1. 引き続き定例会に参加し、話し合いを行います

学生自治会は大型 PA 再購入実行委員会の構成団体として、引き続き定例会に参加し、大型 PA の現状確認や構成団体間の情報交換、第 5 期再購入についての話し合いを行います。

## 【ステージ管理委員会】

### 1. 引き続き定例会に参加し、話し合いを行います

学生自治会はステージ管理委員会の構成団体として、ステージの安全な管理・運用を行うため引き続き定例会に参加し、ステージの現状確認や、ステージの管理・運用に関する話し合いを行います。

### 2. 引き続きステージの管理業務を行います

ステージ管理局は、ステージを安全に運用していくため引き続きステージの監視・保護およびステージの使用団体に対しての注意喚起を行います。

## (4) 「大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会規約」 改正

2022 年度に開学する大阪公立大学において、これまでの活動を同じように円滑に行っていただけるように、以下の通りに本会の規約を改正します。

(読み方)

このように囲まれている文字は、新たに追加、あるいは形式に合わせ変更した内容です。

このように塗られている文字は、原文から削除した内容です。

# 大阪<sup>公立</sup>大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会規約

## 第1章 総則

### 第1条【名称・本部】

本会は大阪<sup>公立</sup>大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会（以下、本会。）と称し、本部を大阪<sup>公立</sup>大学中百舌鳥キャンパス内におく。

### 第2条【目的・活動】

本会は大阪<sup>公立</sup>大学の学生による自治組織であり、よりよい学生生活を実現することを目的とする。そのために次の活動を、大阪<sup>公立</sup>大学の中百舌鳥キャンパス・りんくうキャンパス（以下、両キャンパス）に在籍する、院生を除いた全学生と協力して行う。

1. 学生の生活と権利を守り、学生生活を明るく豊かなものにするための活動。
2. 学生の学習環境の改善と、学問や思想の自由を守るための活動。
3. 学生の自主的組織である団体を育成、援助するための活動。

### 第3条【構成員】

本会は大阪<sup>公立</sup>大学の両キャンパスに在籍する、院生を除いた全学生（以下、会員。）をもって構成する。

### 第4条【機関】

本会は第2条の目的達成のため、また、本会の公正を期すため、次の機関、またはそれに準ずる投票を設ける。

1. 学生大会
2. 特別学生大会
3. 自治委員会総会
4. 中央執行委員会
5. 選挙管理委員会
6. 会計監査委員会

## 第2章 学生大会

### 第5条【学生大会】

学生大会は、本会の非常設の最高議決機関である。これは本会の活動において、特に重要な事項で両キャンパスを合わせた全学生の意志を決定する必要がある場合開催する。

### 第6条【学生大会の招集】

学生大会は、以下のいずれかを満たした場合に中央執行委員会委員長が招集する。

1. 中央執行委員会が必要と認めた場合。
2. 自治委員会総会が必要と認めた場合。
3. 両キャンパスを合わせた全学生の10分の1以上の要求があった場合。

### 第7条【学生大会の議長団】

学生大会の議長は、大会において会員から選出する。議長は必要に応じて、会員の中から副議長1名、書記1名を指名することができる。副議長は議長が職務を遂行できない事態が起こった場合はその職務を代行する。書記は大会の議事を記録する。

### 第8条【学生大会の成立条件】

学生大会は、両キャンパスを合わせた全学生の4分の1以上の出席で成立する。ただし、出席者の3分の1以内の委任状は有効である。また、大会成立後、成立定数の10分の1以内の減少については成立とみなす。

### 第9条【学生大会の議決】

学生大会の議決は出席者の過半数の賛成または反対をもって決する。

## 第10条【学生投票】

学生投票は第6条にある条件が満たされた上で、学生大会が開催できない場合に行い、学生大会と同等の効力を有する。この際、中央執行委員会委員長は遅くとも投票日の7日前に投票事項を両キャンパスの全学生に告示しなければならない。

## 第11条【学生投票の詳細】

1. 学生投票は両キャンパスを合わせた全学生の過半数の有効投票をもって成立する。
2. 学生投票は有効投票の過半数の賛成または反対をもって決する。
3. 学生投票の投票期間は原則として7日間以内とする。
4. 学生投票は原則として無記名投票とする。
5. 学生投票の管理は中央執行委員会が責任をもってこれを行う。
6. 学生投票の結果は中央執行委員会が両キャンパスの全学生に公表しなければならない。

## 第3章 特別学生大会

### 第12条【特別学生大会】

特別学生大会は、学生大会に次ぐ非常設の議決機関である。これは本会の活動において特に重要な事項で、対象学類および学科（以下、学科等。ただし現代システム科学域の学域単位入学生については、これを一つの学科等として扱う。）の学生の意志を決定する必要のある場合開催する。

### 第13条【特別学生大会の対象】

特別学生大会は、両キャンパスに存在する各学科等が単独あるいは共同で開催することができる。

### 第14条【特別学生大会の招集】

特別学生大会は、以下のいずれかを満たした場合に中央執行委員会委員長が招集する。

1. 中央執行委員会が必要と認めた場合。
2. 自治委員会総会が必要と認めた場合。
3. 対象学科等の全学生の10分の1以上の要求があった場合。

### 第15条【特別学生大会の議長団】

特別学生大会の議長は、大会において会員から選出する。議長は必要に応じて、会員の中から副議長1名、書記1名を指名することができる。副議長は議長が職務を遂行できない事態が起った場合はその職務を代行する。書記は大会の議事を記録する。

### 第16条【特別学生大会の成立条件】

特別学生大会は、対象学科等の全学生の3分の1以上の出席で成立する。ただし、出席者の3分の1以内の委任状は有効である。また、大会成立後、成立定数の10分の1以内の減少については成立とみなす。

### 第17条【特別学生大会の議決】

特別学生大会の議決は出席者の過半数の賛成または反対をもって決する。

### 第18条【特別学生投票】

特別学生投票は第14条にある条件が満たされた上で、特別学生大会が開催できない場合に行い、特別学生大会と同等の効力を有する。この際、中央執行委員会委員長は7日以上前に投票事項を対象学科等の全学生に告示しなければならない。

### 第19条【特別学生投票の詳細】

1. 特別学生投票は対象学科等の全学生の過半数の有効投票をもって成立する。
2. 特別学生投票は有効投票の過半数の賛成または反対をもって決する。
3. 特別学生投票の投票期間は原則として7日間以内とする。
4. 特別学生投票は原則として無記名投票とする。
5. 特別学生投票の管理は中央執行委員会が責任をもってこれを行う。
6. 特別学生投票の結果は中央執行委員会を対象学科等の全学生に公表しなければならない。

## 第4章 自治委員会総会

### 第20条【自治委員会総会】

自治委員会総会は、学生大会・学生投票に次ぐ、常設の最高議決機関であり、次のことは必ず自治委員会総会で行わなければならない。

1. 本会の活動の報告、及び活動方針の決定。
2. 本会の予算執行状況・決算の報告、次年度予算の決定。
3. 外部団体への加盟及び脱退の決定。ただし、自治委員会総会不成立の場合、または緊急の場合は暫定的に中央執行委員会で決定することができるが、後に自治委員会総会で承認を受けなければならない。
4. 中央執行委員会役員選挙。

### 第21条【自治委員会総会の招集】

自治委員会総会は当局が定める学年暦に基づく前期、後期の年2回を原則とし、中央執行委員会委員長がこれを招集する。ただし次の場合、中央執行委員会委員長は自治委員会総会を開催しなければならない。

1. 中央執行委員会が必要と認めた場合。
2. 自治委員の10分の1以上の要求があった場合。

### 第22条【自治委員の選出】

自治委員は、原則として学科等ならびに学年別とし、自治委員会総会の開催ごとに選出される。各学科等における自治委員の定数は、40名ごとに1名とする。ただし、端数は切り上げるものとする。任期は次の自治委員会総会までとし、再選は妨げない。

### 第23条【自治委員会総会の議長団】

自治委員会総会の議長は、総会において会員から選出する。議長は必要に応じて、会員の中から副議長1名、書記1名を指名することができる。

### 第24条【自治委員会総会の成立条件】

自治委員会総会は自治委員と中央執行委員で構成し、全自治委員の過半数の出席で成立する。ただし、出席した自治委員の3分の1以内の委任状は有効である。また、総会成立後、成立定数の10分の1以内の減少については成立とみなす。

### 第25条【自治委員会総会の議決】

自治委員会総会の議決は出席した自治委員の過半数の賛成または反対をもって決する。

### 第26条【自治委員会総会の詳細】

1. 自治委員会総会は公開を原則とする。
2. 自治委員会総会に決議案を提出しようとする会員は、自治委員会総会の7日以上前に決議案を中央執行委員会に提出しなければならない。
3. 自治委員会総会は1日で議事が終了しない場合、2日以上にわたって開催することができる。
4. 自治委員会総会不成立の場合、または緊急の場合、中央執行委員会は決議案の内容を暫定的に執行することができるが、後に自治委員会総会で承認を受けなければならない。

## 第5章 中央執行委員会

### 第27条【中央執行委員会】

中央執行委員会は自治委員会総会に次ぐ議決機関であり、執行機関でもある。自治委員会総会の決定に基づき短期間の活動方針を決定し、本会の機関の決議事項を執行する。

### 第28条【中央執行委員会の構成】

中央執行委員会は原則として委員長1名、副委員長2名、書記長1名、書記次長1名、執行委員若干名で構成する。ただし、委員長1名、書記長1名以外の役職については、自治委員会総会での承認により、人数の増減を認める。

### 第29条【中央執行委員会の機関】

1. 中央執行委員会には、職務遂行のため書記局をおく。
2. 書記局は、書記長、書記次長及び若干名の書記局員で構成され、本会の事務を執り行う。書記局員は書記長が会員の中より指名し、中央執行委員会で承認される。
3. 中央執行委員会には、職務遂行のため必要に応じて、その他の部局をおくことができる。業務は中央執行委員が分掌する。
4. その他の部局には、局長を置く。局長は委員長が指名し、中央執行委員会で承認される。局員は局長が必要に応じて会員の中より指名し、中央執行委員会で承認される。

### 第30条【中央執行委員会の招集】

中央執行委員会は月1回以上を原則とし、中央執行委員会委員長がこれを招集する。

### 第31条【中央執行委員会の議長】

中央執行委員会の議長は、原則として中央執行委員会委員長が務める。

### 第32条【中央執行委員会の成立条件】

中央執行委員会は、中央執行委員で構成し、その過半数の出席で成立する。

### 第33条【中央執行委員会の議決】

中央執行委員会の議決は出席委員の過半数の賛成または反対をもって決する。

### 第34条【中央執行委員の選出】

中央執行委員は選挙により選出される。ただし、選挙方法については、第42条に従うものとする。なお、立候補者は二つ以上の役職に立候補してはならない。

### 第35条【中央執行委員の任期】

中央執行委員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

### 第36条【中央執行委員の職務】

中央執行委員は次の職務を遂行する。

1. 委員長は本会を代表し、その活動を統括する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が職務を遂行できない事態が起こった場合はその職務を代行する。
3. 書記長は書記局を統括し、本会の事務を行う。
4. 書記次長は書記長を補佐し、書記長が職務を遂行できない事態が起こった場合はその職務を代行する。
5. その他、各職務を遂行する。

### 第37条【中央執行委員会の解散】

中央執行委員会は、両キャンパスを合わせた学生の4分の1以上のリコール、もしくは自治委員会総会において不信任の決議がなされた場合には、直ちに解散しなければならない。ただし、新中央執行委員が選出されるまではその職務を代行する。

## 第6章 選挙管理委員会

### 第38条【選挙管理委員会】

選挙管理委員会は本会の役員選挙を公平に実施することを職務とし、中央執行委員会役員選挙、会計監査委員選出、次年度の選挙管理委員選出に関する一切の事務を管理する。

### 第39条【選挙管理委員会の構成】

選挙管理委員会は委員長1名、委員若干名で構成する。委員長は委員の互選により選出される。

#### 第40条【選挙管理委員の選出】

選挙管理委員は、自治委員会総会において選出される。ただし、中央執行委員との兼任は認められない。

#### 第41条【選挙管理委員の任期】

選挙管理委員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

#### 第42条【役員選挙の詳細】

1. 全ての選挙の管理は選挙管理委員会がこれにあたり、告示は選挙の14日以上前に行わなければならない。
2. 全ての選挙は原則として、自治委員会総会において行う。
3. 全ての選挙の立候補者は本会会員であることを要する。また、選挙管理委員は被選挙権をもたない。
4. 全ての選挙は無記名投票とし、有効投票数の過半数をもって当選となる。対立候補がない場合は信任投票を行い、有効投票数の過半数をもって信任となる。
5. 中央執行委員会が解散または不信任決議がされた場合、その日から14日以内に選挙の告示を行い、21日以内に選挙を行わなければならない。

### 第7章 会計監査委員会

#### 第43条【会計監査委員会】

会計監査委員会は、本会の財政が公正に行われているかどうかを監査することを職務とする。

#### 第44条【会計監査委員会の構成】

会計監査委員会は委員長1名、委員2名で構成する。委員長は委員の互選により選出される。ただし、委員長と中央執行委員は兼任できない。

#### 第45条【会計監査委員の選出】

会計監査委員は、会員より2名、中央執行委員より1名、自治委員会総会において選出される。ただし、中央執行委員会委員長・書記長・書記次長と会計監査委員は兼任できない。

#### 第46条【会計監査委員の任期】

会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再選は認めない。

#### 第47条【会計監査の詳細】

1. 会計監査委員会は、本会の予算、出納帳、領収書、所有物等を調査し、財政に誤りや不明・不正な点がないかを確認する。
2. 会計監査委員会は、必要に応じて、本会が金銭的に援助を行っている団体・組織に対して活動報告、会計報告を求めることができる。
3. 会計監査委員会は、本会及び援助先団体・組織が不正を働いた場合、必要に応じて、本会の次年度予算へ制限を設けることができる。

#### 第48条【会計監査の報告】

会計監査委員会は決算報告の際、会計監査の結果を必ず報告しなければならない。

### 第8章 財政

#### 第49条【財源】

本会の財源は、本会会費、事業収入、寄付金等をもってこれにあてる。

#### 第50条【会費】

1. 本会の会費額の決定及び変更は、自治委員会総会にて行う。
2. 本会の会員は原則として入学時に、当局が定めた修学年数分一括して会費を納入する。
3. 会費の納入後は、追納・還付は一切行わない。ただし、除籍、退学及び早期卒業の場合はこの限りではない。
4. 本会は、会費の納入に係る事務を他の団体等に委託することができる。委託を決定する場合や委託先の団体等を変更する場合は、自治委員会総会の承認を必要とする。

#### 第51条【会計年度】

本会の会計年度は、6月1日から翌年5月31日までとする。

#### 第52条【特別会計】

本会は必要に応じて特別会計を設けることができる。ただし、中央執行委員会の全会一致の承認を必要とし、後に自治委員会総会で承認を受けなければならない。

#### 第53条【会費未納の場合の対処】

本会の会員は、会費を納入しなかった場合、第4条3・4・5・6項における本会の機関での議決権、選挙権、被選挙権は一切認められない。

#### 第54条【財政の管理運用】

本会の財政は中央執行委員会が運用する。予算の編成及び管理は書記局が行い、中央執行委員会での承認後、自治委員会総会でこれを決定する。

### 第9章 附則

#### 第55条【規約の改正】

本規約の改正は学生大会もしくは自治委員会総会において行う。改正案を提出しようとする会員は、学生大会または自治委員会総会の14日以上前に改正案を中央執行委員会に提出しなければならない。改正は学生大会において出席会員の過半数、または自治委員会総会において全自治委員の過半数の賛成を必要とする。

#### 第56条【処分された会員の資格】

本会の活動により当局から処分された者も本会会員と認める。ただし、その有効期間は処分より1年間とする。

#### 第57条【規約の施行】

本規約は、2022年4月1日より効力を発する。ただし、第50条の規定は、2022年1月1日より効力を発し、2022年4月以降の入学生に対し適用する。

#### 第58条【経過措置】

1. 第3条の規定にかかわらず、大阪府立大学が存続する間は、大阪府立大学の中百舌鳥キャンパス・りんくうキャンパスに在籍する、院生を除いた全学生（以下、旧大学会員。）を本会の構成員に含む。また、第50条第1項を除く本規約の全ての規定は、旧大学会員について準用する。
2. 第50条第1項の規定にかかわらず、旧大学会員が支払うべき会費額は、なお従前の例による。
3. 第1条の規定にかかわらず、大阪府立大学が存続する間、本会は「大阪公立大学・大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会」を名称として用いることができる。

## (5) 自治会費の金額変更および納入事務の委託

### 1. 2022 年度より、自治会費の金額を年額 2,000 円に変更します

新大学の開学に際し、学生の生活や活動の体制は、大きな転換期を迎えています。多くの学生団体やクラブ・サークル団体が体制を整えるべく、それぞれで話し合いを進めている中、学生自治会においても、やはり足並みをそろえる必要があることと考え至りました。新年度には元市立大学のキャンパスである杉本・阿倍野キャンパスに学生自治会を発足する計画も進行しており、今後は5キャンパス3自治会によって大阪公立大学の学生生活向上を目指しているためです。

よって、新大学の全てのキャンパスにおける、より公平な活動を継続していくために、各キャンパス学生自治会とも自治会費を年額 2,000 円に統一します。この度の決議案は、特に中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会への加盟費である自治会費を、これまでの年額 1,750 円から年額 2,000 円に変更することを、本会規約第 50 条第 1 項に基づき提議します。

なお、この決議案が可決されたことによって在学学生に対し追加の納入義務が発生することなどは一切ありません。

### 2. 2022 年度より、自治会費納入に係る事務を大阪公立大学学生自治会連合に委託します

前述の内容に関連して、新大学開学の 2022 年度から、新キャンパスである森之宮キャンパス新設の 2025 年度までの間、在学中に本人の所属となるキャンパスが年度ごとに移動される学生が多く存在します。こうした状況において、本会規約にあるように、自治会費を入学年度の所属キャンパス自治会のみに対し一括納入するシステムを継続してしまうと、各キャンパスの所属学生数に沿わない予算編成が行われてしまう可能性があります。これを防ぐために、すべての自治会に対する会費の納入を大阪公立大学学生自治会連合（以下、自治会連合。）が受け付けて、その後各キャンパスの在籍学生数に応じて各自治会に対し予算を分配するシステムを整備します。この度の決議案は、特に中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会への会費納入を自治会連合が受け付けるよう事務を委託することを、本会規約第 50 条第 4 項に基づき提議します。

自治会連合とは、新大学における学生自治会（中百舌鳥・りんくう、羽曳野、杉本・阿倍野）による連合体の結成に先立ち、各種整備のために 2021 年 12 月 6 日付で発足した 2 自治会（中百舌鳥・りんくう、羽曳野）による連合体です。役員構成は、中百舌鳥・りんくう自治会中央執行委員会委員長、同委員会書記長、羽曳野自治会会長、同会会計の 4 名によるものです。組織としては 2019 年度に発足した大阪府立大学学生自治会連合をベースとしており、両自治会の交流などのための緩やかな連合体として機能していたほか、過去の活動として、2020 年度における各種要望書の提出などはこの連合の名義において行っています。